

## 「刑を終えて出所した人」等に対する人権課題の現状と課題

### —都道府県が策定する人権計画・指針の分析から—

○ 立教大学コミュニティ福祉学部 篠崎 ひかる (9423)

キーワード：刑務所出所者、人権、差別

#### 1. 研究目的

2000年代半ばから、犯罪をした人の「生きづらさ」による社会的孤立・排除が注目され、「司法と福祉の連携」と言われる動きが生まれてきた。2016年には再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法）が成立し、本年閣議決定された第二次再犯防止推進計画では、新たな重点課題として「地域による包摂を推進するための取組」が追加されている。一方で、彼らを「包摂する」側の社会に目を向けてみると、2002年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、すでに「刑を終えて出所した人」に対する国民の意識の中の根強い偏見や差別意識が人権課題のひとつとして挙げられている。これに対し、再犯防止推進法およびそれに基づく第一次、第二次再犯防止推進計画においては、地域社会で犯罪をした人が直面する「孤立」や「排除」に関する記述はあるものの、その背景にある偏見や差別に関する記述はみられない。以上から、本研究では刑務所出所者等を包摂することが求められている地域における刑務所出所者等の人権課題とそれに対する人権施策の現状と課題を明らかにする。

#### 2. 研究の視点および方法

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および都道府県で策定されている人権指針・人権計画の分析を行う。2023年6月現在、47都道府県のうち43都道府県で人権施策推進に関する方針・計画等が策定されており、そのうち「刑を終えて出所した人」等に関する記載があった40都道府県の計画を分析の対象とした。

#### 3. 倫理的配慮

本研究は行政が策定した指針・計画を用いており、その分析は「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」および「研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」に基づいて実施した。COI（利益相反）は無い。

#### 4. 研究結果

人権課題としての「刑を終えて出所した人」に対する差別や偏見は、犯罪歴による「怖

い」「信頼できない」という不安感や抵抗感、更生した人たちに対する誤った認識から生じているとされる。

当事者が直面する差別の具体的な内容としては、犯罪歴や悪意のある噂の流布により日常生活が非常に困難になる、好奇の目に晒される・避けられる、嫌がらせを受ける、住居確保・就職・結婚における差別、インターネットにおける悪質な書き込みといったものがあり、「インターネット上の人権侵害」の項目においても、「過去の犯罪歴や実名、顔写真などがインターネットに掲載され続ける」という問題が現状の人権課題として認識されている。これらの内容を山本（2022）の差別の類型論に基づいて分析すると、行為者の直接性・匿名性（間接性）に関わらず、意識的に行われているものが多い。これらの差別に対して都道府県で実施されている人権施策の方向性としては、地域生活定着支援センターの運営を中心とする当事者に対する支援の実施と地域社会に対する広報・啓発の推進という2つに分類することができる。さらにこれらの人権施策においては、刑務所出所者等が「一般社会」や「県民」と分けて記述され、「包摂する」側と「包摂される」側が明確に分けられているという特徴がある。「包摂される」側には、その条件として反省や更生意欲を持つことが前提とされるが、「包摂する」側がいかに彼らを排除し差別しているのか、「包摂する」側がいかに変化すべきなのかには十分な言及がなされていない。

## 5. 考察

刑務所出所者等が地域で直面する差別や排除は、再犯防止の観点からも人権の観点からも問題視されている。これに対し本研究では、これまで自明視されてきた刑務所出所者等に対する差別的な扱いの現状を差別の類型論から捉え直すことを試みた。その結果、現状で認識されている差別は、直接的・間接的に行われ、無意識的な不安感・抵抗感によるものだけではなく、意識的に社会への参加を阻むような差別まで存在していることが明らかとなった。これらの「刑を終えて出所した人」等への差別的な取り扱いは過去の犯罪歴等によって正当化されやすく、当事者やその家族もセルフスティグマを抱えやすい。先行研究で明らかにされてきたように、犯罪が少なからず当事者の直面する「生きづらさ」に起因していることを考えると、その背景にある具体的な差別や排除の解消に向けた施策が必要となる。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権が尊重される社会の実現に寄与することが国民の責務として規定されており、そのための施策の策定・実施が国および地方公共団体の責務として規定されているが、現状としては社会の側にどのような働きかけが必要なのか具体的に論じられてはいない。差別や排除に対して個人の「思いやり」や「共感」で対応しようとするものの限界や問題点は、すでに複数の先行研究で論じられており（山本 2022 など）、社会に対する働きかけのあり方を検討することが今後の研究課題である。

参考文献：山本崇記（2022）「差別研究の現代的展開 理論・規制・回復をめぐる社会学」日本評論社。